

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

■契約取扱基本約款について、(この約款の趣旨)、第33条および第39条をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

変更後	変更前																				
(この約款の趣旨) この約款は、つぎの主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に共通して適用される事項を定めたものです。各主契約の普通保険約款は、この契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）および主契約ごとに給付内容等を定めた約款（以下「給付約款」といいます。）で構成され、各主契約には基本約款および給付約款があわせて適用されるものとします。 <table> <tr> <th>主契約</th><th>適用される給付約款</th></tr> <tr> <td>終身保険（2018）</td><td>終身保険（2018）給付約款</td></tr> <tr> <td>（ 中 略 ）</td><td>（ 中 略 ）</td></tr> <tr> <td>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）</td><td>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款</td></tr> <tr> <td><u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024</u></td><td><u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024 給付約款</u></td></tr> </table> （ 中 略 ） 第33条（死亡時支払金受取人） 1. 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意を得て、被保険者の死亡に伴う支払金がある場合にこれを受け取る者として、死亡時支払金受取人を指定するものとします。ただし、主契約が第9号および第10号の場合には、死亡給付金受取人と同一となる死亡時支払金受取人を指定することを要します。 （ 中 略 ） <u>(16) 生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024</u> （ 中 略 ） 第39条（保険契約の更新） 1. 保険期間を年満期で定めた保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。なお、保険契約の更新を取り扱う保険種類はつぎのとおりです。 （ 中 略 ） <u>(22) 生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024</u>	主契約	適用される給付約款	終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款	（ 中 略 ）	（ 中 略 ）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款	<u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024</u>	<u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024 給付約款</u>	(この約款の趣旨) この約款は、つぎの主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に共通して適用される事項を定めたものです。各主契約の普通保険約款は、この契約取扱基本約款（以下「基本約款」といいます。）および主契約ごとに給付内容等を定めた約款（以下「給付約款」といいます。）で構成され、各主契約には基本約款および給付約款があわせて適用されるものとします。 <table> <tr> <th>主契約</th><th>適用される給付約款</th></tr> <tr> <td>終身保険（2018）</td><td>終身保険（2018）給付約款</td></tr> <tr> <td>（ 中 略 ）</td><td>（ 中 略 ）</td></tr> <tr> <td>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）</td><td>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款</td></tr> <tr> <td>（ 新 設 ）</td><td>（ 新 設 ）</td></tr> </table> （ 中 略 ） 第33条（死亡時支払金受取人） 1. 主契約がつぎのいずれかである場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意を得て、被保険者の死亡に伴う支払金がある場合にこれを受け取る者として、死亡時支払金受取人を指定するものとします。ただし、主契約が第9号および第10号の場合には、死亡給付金受取人と同一となる死亡時支払金受取人を指定することを要します。 （ 中 略 ） （ 新 設 ） （ 中 略 ） 第39条（保険契約の更新） 1. 保険期間を年満期で定めた保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。なお、保険契約の更新を取り扱う保険種類はつぎのとおりです。 （ 中 略 ） （ 新 設 ）	主契約	適用される給付約款	終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款	（ 中 略 ）	（ 中 略 ）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款	（ 新 設 ）	（ 新 設 ）
主契約	適用される給付約款																				
終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款																				
（ 中 略 ）	（ 中 略 ）																				
3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款																				
<u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024</u>	<u>生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024 給付約款</u>																				
主契約	適用される給付約款																				
終身保険（2018）	終身保険（2018）給付約款																				
（ 中 略 ）	（ 中 略 ）																				
3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）	3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）給付約款																				
（ 新 設 ）	（ 新 設 ）																				

■約款別表について、別表 1、別表 8 および別表 22 をつぎのとおり変更し、別表 42、別表 43、別表 44、別表 45 および別表 46 を新設します。(波線部分が変更・新設箇所になります。)

変更後

別表 1 請求書類

(1) 保険金等の請求

項目	必要書類
(中 略)	
18 ・生活習慣病重症化予防給付金 ・糖尿病重症化予防給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院した場合） (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要） (5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
(中 略)	

別表 8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療、在宅医療または投薬治療等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(中 略)

別表22 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または投薬治療等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(中 略)

別表42 対象となる高血圧性疾患

対象となる高血圧性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	○本態性（原発性＜一次性＞）高血圧（症）	I 10
	○高血圧性心疾患	I 11
	○高血圧性腎疾患	I 12
	○高血圧性心腎疾患	I 13
	○二次性＜続発性＞高血圧（症）	I 15

変更前

別表 1 請求書類

(1) 保険金等の請求

項目	必要書類
(中 略)	
(新 設)	
(中 略)	

別表 8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術、放射線治療または在宅医療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(中 略)

別表22 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(中 略)

(新 設)

別表43 対象となる脂質異常症

(新 設)

対象となる脂質異常症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
脂 質 異 常 症	○リポタンパク＜蛋白＞代謝障害及びその他の脂血症	E 78

別表44 対象となる糖尿病

(新 設)

対象となる糖尿病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖 尿 病	○1型＜インスリン依存症＞糖尿病＜IDDM＞	E 10
	○2型＜インスリン非依存症＞糖尿病＜NIDDM＞	E 11
	○栄養障害に関連する糖尿病	E 12
	○その他の明示された糖尿病	E 13
	○詳細不明の糖尿病	E 14

別表45 対象となる高尿酸血症

(新 設)

対象となる高尿酸血症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
高 尿 酸 血 症	○痛風	M10
	○他に分類されるその他の疾患における関節障害 (M14) のうち、 ・酸素欠損及びその他の遺伝性障害による痛風性関節障害	M14.0
	○プリン及びピリミジン代謝障害	E 79

別表46 投薬治療等

(新 設)

「投薬治療等」とは、検査および医師により診断を受けた高血圧性疾患（別表42）、脂質異常症（別表43）、糖尿病（別表44）または高尿酸血症（別表45）について、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）により処方料または処方箋料が算定される投薬治療
2. 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表22）に、注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても注射料または手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

変更後	変更前
第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、<u>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024に付加した場合の特則</u>） この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、<u>3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）または生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</u>	第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022<u>または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）に付加した場合の特則</u>） この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022<u>または3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。</u>

■保障見直し特約条項（2018）について、第14条を新設し、変更前の第14条、第15条および第16条をそれぞれ第15条、第16条および第17条に変更します。（波線部分が新設・変更箇所になります。）

変更後	変更前
第14条（見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合の特則） 見直し後契約が生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の場合で、かつ、見直し前契約等に生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024が含まれている場合には、つぎのとおり取り扱います。 (1) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限りま す。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の生活習慣病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における糖尿病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。 (2) 見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「糖尿病重点保障型」の場合で、かつ、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型が「生活習慣病総合保障型」の場合において、見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険期間満了前である場合に限りま す。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金の額が見直し前契約等における生活習慣病重症化予防給付金の額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。 (3) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の糖尿病重症化予防給付金または生活習慣病重症化予防給付金の額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、給付金の受取人に支払います。 (4) 見直し前契約等の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の保険契約の型と見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024	（ 新 設 ）

の保険契約の型が異なる場合で、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の解除を行うときには、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額が、見直し前契約等に含まれている生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の給付金の額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(5) 第4号の規定により、見直し後契約の生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024の一部が解除される場合、解除されない部分の給付金の額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

(6) 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1号から第5号までの規定は適用しません。

第15条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）
（ 中 略 ）

第16条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）
（ 中 略 ）

第17条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

第14条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）
（ 中 略 ）

第15条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）
（ 中 略 ）

第16条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

